

所定疾患施設療養費について

介護老人保健施設において入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの所定の疾患を発症した場合における施設内での医療提供の対応について、以下の要件を満たした場合にのみ評価されることになりました。当施設では所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者様の健康及び安心安全に繋げていきたいと考えております。厚生労働大臣が定める基準に基づき、毎年4月に前年度の当施設における所定疾患施設療養費の算定状況を公表・実施状況を紙面にて報告いたします。

【算定要件】

- 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態になった同一の入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、(Ⅰ)1月に1回、連続する7日間を限度とし算定 (Ⅱ)1月に1回、連続する10日間を限度として算定するものである。
- 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態
 - ・肺炎
 - ・尿路感染
 - ・帯状疱疹
 - ・蜂窩織炎
 - ・慢性心不全
- 肺炎および尿路感染については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- 診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。
- 当施設の前年度における入所者に対する当該加算の算定状況を報告すること。

●令和5年度

診断名／月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0
尿路感染	人数	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	0
	治療日数	0	0	5	0	4	3	0	0	0	1	9	0
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0

肺炎延べ件数	1
肺炎延べ日数	7
尿路感染延べ件数	3
尿路感染延べ日数	22
帯状疱疹延べ件数	0
帯状疱疹延べ日数	0
蜂窩織炎延べ件数	1
蜂窩織炎延べ日数	5